

会 議 録

- 1 名 称 北九州市特別職議員報酬等審議会（第3回）
- 2 議 題 市長及び副市長の給料の額等の決定
答申文案の検討
- 3 開催日時 平成26年7月18日（金）
15時00分 ～ 15時30分
- 4 開催場所 北九州市役所5階 特別会議室A
- 5 出席した者（委員）の氏名
森山 寛（会長） 永井 博文（会長代理）
香月 きょう子 加藤 美佐子 津留 小牧 羽田野 隆士
松村 佐和子
（欠席委員：兒玉 雄太 原田 美紀 福島 昭一）
- 6 議事の概要
 - ・ 市長及び副市長の給料の額等について、これまでの審議を踏まえた会長・会長代理試案が示され、審議の結果、市長及び副市長の給料の額等については、次のとおり決定した。
 - （1）給料の額
 - 市 長 月額 1,230,000円
 - 副市長 月額 980,000円
 - （2）退職手当の支給割合及び額
 - 市 長 100分の45
26,568,000円
 - 副市長 100分の34
15,993,600円

※退職手当の額はいずれも改定後の給料の額により算定した任期満了時の額。
 - ・ 会長及び会長代理から答申文の素案が示され、審議の結果、修正なしで決定した。

7 経 過（委員発言内容）

（1）開会

○森山会長

それでは予定時間となりましたので、ただ今から第3回「北九州市特別職議員報酬等審議会」を開催いたします。

まず、事務局から本日の欠席者について報告をお願いします。

○事務局（井上総務企画局長）

今回は、兒玉委員と原田委員、福島委員が欠席でございます。津留議員につきましては業務のため遅れて来られるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

（2）市長及び副市長の給料の額等の決定

○森山会長

それでは、会議次第に従い進めて参りたいと思います。本日の最初の議題である「市長及び副市長の給料の額等の決定」に入ります。

前回の審議経過を踏まえまして、私と永井会長代理とで協議させていただきまして、試案を作成いたしましたので、その説明をさせていただきます。

事務局の方でよろしく説明をお願いいたします。

○事務局（人事部長）

それでは、お手元にお配りしております「第3回北九州市特別職議員報酬等審議会」のこの「会長・会長代理試案」を一枚めくっていただきたいと思います。

前回の審議会におきまして、市長等の給料の額を改定した平成6年以降、一般職におきます管理職の基本給である給料月額が減じられてきており、市政のトップである市長についても、この管理職との均衡を図る必要があるのではないか等の事務局試案の2案、これを支持するというご意見が多数ございました。その意見に沿いまして、この案が作成されたものでございます。

まず、市長につきましては、現行の給料の額である134万円に、これから管理職の累積給料改定率マイナス8.83%に相当する額を減じます。そうすると、細かく計算しますと、1,221,678円という額になるのですが、この1,221,678円について、従前からの端数処理の方法、これに則りまして、1,000円以上の端数は1万円に切り上げるという約束事でやってきておりますので、この端数処理の方法によりまして、月額123万円になるということでございます。

副市長につきましても、同じ要領でございますが、現行額の106万円から、月額98万円になるということでございます。

お手元にお配りしております、今度は「追加資料」の1ページをご覧ください。

この試案によった場合、市長が月額 123 万円、副市長が月額 98 万円、この場合の政令指定都市における市長と副市長の年間給与等の順位、年収の順位でございますが、市長につきましては、1 ページをご覧くださいと分かりますが、例月給与 12 月分に期末手当、これは夏と冬でございますが、これを含めた年間給与は、政令指定都市 20 都市でございますが、その中で第 16 位でございます。なお、給料月額も 20 都市中の第 14 位、それからその給料月額に地域手当を含めた、いわゆる例月給与、これは 20 都市中第 15 位ということになっております。

次に副市長の政令指定都市における順位でございますが、次の 2 ページをお開きください。年間給与は 20 都市中の第 15 位です。なお、給料月額は 20 都市中第 12 位、それから例月給与は 20 都市中の第 15 位でございます。

以上が市長・副市長の給与のご説明でございました。

次に市長と副市長の退職手当の額につきましてご説明させていただきます。

これもまた最初の「会長・会長代理試案」をご覧くださいと思います。

これは市長の給料の額が、現在の額になって以降、一般職職員の改定率の累積を反映する形で改定して、現行の 134 万円を 123 万円にしようという案でご説明したところでございますが、そうなりますと、市長の退職手当の額につきましてもやはり同様に、現行の支給割合である 0.6、これになったとき以降の一般職職員の退職手当の引下げ状況を考慮すべきではないかということで、事務局試案の 2 案を支持なさるご意見が多数ございました。その意見に従いまして、この案が作成されたものでございます。

市長の退職手当の支給割合につきましては、現行の支給割合である 0.60 から、一般職職員の退職手当の最高限度支給割合の引下げ率 25.2% を引き下げまして、0.4488 になるのですが、この数字を丸めさせていただきまして、0.45 という案で作らせていただいております。市長の退職手当の支給割合を現行の 0.6 からから 0.45 にという案でございます。

そうしますと、市長の任期満了時の退職手当の額でございますが、改定案の給料の額、これは 123 万円という案でございますが、これに退職手当の支給計算の方法によりまして、123 万円に在職月数である 48 をかける、それに今回の退職手当の支給割合の案 0.45、これをかけますと、 $123 \text{ 万} \times 48 \times 0.45$ 。そうしますと、26,568,000 円となりまして、現行の約 3,800 万と比べますと、約 1,200 万円の減額となるところでございます。

それから、次に副市長でございますが、同様の考えで計算いたしますと、現行の支給割合が 0.45 でございます。これを 25% 引き下げるということで計算しますと、端数まで入れると、0.45 が 0.3375 ということになりまして、これを端数処理させていただくと、0.34。副市長については、

支給割合が現行の 0.45 からここでお示しさせていただいています案は 0.34 となります。

副市長の退職手当を計算させていただきますと、改定後は、15,993,600 円となりまして、現行の額と比べて約 690 万円の減額ということになります。

それでは「追加資料」の 3 ページをお開きください。この試案によった場合の、政令市における市長の退職手当の額の順位でございますが、政令指定都市 20 都市のうちで第 17 位でございます。

次に副市長でございますが、4 ページを開いて下さい。副市長は、政令指定都市 20 都市中第 15 位ということでございます。

以上で、会長・会長代理試案についてのご説明を終わらせていただきます。

○森山会長

ありがとうございます。前回の審議を踏まえまして、試案を作らせていただきました、ご意見等がありましたらどうぞお願いいたします。

前日も意見が一致しておりましたからですね。よろしいでございましょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

それでは今の説明にありましたように、市長と副市長の給料の額につきましては、市長は 1,230,000 円、副市長は 980,000 円に、それからまた市長及び副市長の退職手当の支給割合につきましては、市長は 0.45、副市長は 0.34 に改定することに決定いたしたいと思っております。

なお、その改定後の給料の額により算定した市長及び副市長の退職手当の額は、今ご説明がありましたように、市長は 26,568,000 円、副市長は 15,993,600 円となります。

これでよろしいでございましょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

(3) 答申文案の検討

○森山会長

それでは、会議次第の 3 でございますが、「答申文案の検討」に入ります。

こちらにつきましても、前回の審議経過を踏まえまして、私と永井会長代理とで、事務局の力も借りまして、素案を作成しておりますので、これを基に検討していただきたいと思っております。事務局の方でその案を読み上げていただきたいと思っております。

○事務局（給与課長）

お手元にお配りしております「市長及び副市長の給料の額等について」の答申案について読ませていただきます。

※答申文案朗読

○森山会長

ありがとうございます。今読み上げていただいたように、これは前回の審議等を踏まえまして、まず、市長等の給料の額については、国の特別職の俸給月額、他の政令指定都市の市長等の給料の額、それから本市の一般職職員の給与との均衡及び本市の財政状況等を十分に勘案し、特に一般職における管理職の給料月額との間において均衡を失っている状況を考慮して改定することが適当であると判断をしたこと、それから次に、参考意見を求められた退職手当の額につきましては、給料の額の改定の考え方に準じて、前回改定以降における一般職職員の退職手当の引き下げ状況を考慮して改定することが適当であると判断をしたということの内容にさせていただいております。

これは会長代理に相談させていただいて、今回素案という形で提案させていただいております。これについてご意見を賜りたいと思います。どうぞお願いいたします。よろしゅうございましょうか。

それでは、以上の内容で答申文を決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発する者あり)

ありがとうございます。

(4) 閉会

○森山会長

それでは、以上をもちまして、今日の審議を終わらせていただきたいと思います。

次回は、机上にお配りしておりますが、開催通知のとおり、7月28日(月)午後2時からこの会場で開催いたします。

なお、次回は市長に対して答申をする形になります。

よろしく願い申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。

8 問い合わせ先

総務企画局人事部給与課給与第一係

電話番号 093-582-2217